

戸籍事務の電子化について

市では、平成 25 年 7 月 16 日（火）より、戸籍事務の電子化（コンピューター化）が始まりました。電子化により、戸籍はシステムで管理しますので、証明書発行に要する時間が短縮されるなど、市民サービスの向上に繋がります。

◆証明書の名称などが変わります

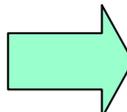
現在、戸籍に記載されている全員を証明するものを「戸籍謄本」、個人を証明するものを「戸籍抄本」と呼んでおりますが、電子化後はそれぞれ「全部事項証明書」、「個人事項証明書」と名称が変わります。また、記載内容も項目化され、簡素化されます。

（交付手数料はこれまで通り 1 通 450 円となります）

	現 在	電子化後
名 称	戸籍謄本	全部事項証明書
	戸籍抄本	個人事項証明書
書 式	縦書き・文章体	横書き・項目別箇条書き
用 紙	白紙	改ざん防止用紙
公 印	朱肉公印	電子公印（黒色）

【現在の戸籍】

本 籍	青森県八戸市内丸一丁目一番地
氏 名	八戸 太郎
戸籍事項	戸籍編成 平成〇年〇月〇日編成
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和46年6月11日 【父】八戸 八男 【母】八戸 八子 【続柄】長男
身分事項	出 生 【出生日】昭和46年6月11日 【出生地】青森県弘前市 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成〇年〇月〇日 【配偶者氏名】青森 花子 【従前戸籍】八戸市大字小中野町字小中野10番地 八戸八男
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和49年7月4日 【父】青森 栄助 【母】青森 幸子 【続柄】長女
身分事項	出 生 【出生日】昭和49年7月4日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和49年7月5日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成〇年〇月〇日 【配偶者氏名】八戸 太郎 【従前戸籍】八戸市大字市川町字市川300番地 青森 栄助



【電子化後の戸籍（全部事項証明書）

(1/1) 全部事項証明書	
本 籍	青森県八戸市内丸一丁目1番地1
氏 名	八戸 太郎
戸籍事項	戸籍編成 平成〇年〇月〇日
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和46年6月11日 【父】八戸 八男 【母】八戸 八子 【続柄】長男
身分事項	出 生 【出生日】昭和46年6月11日 【出生地】青森県弘前市 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成〇年〇月〇日 【配偶者氏名】青森 花子 【従前戸籍】八戸市大字小中野町字小中野10番地 八戸八男
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和49年7月4日 【父】青森 栄助 【母】青森 幸子 【続柄】長女
身分事項	出 生 【出生日】昭和49年7月4日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和49年7月5日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成〇年〇月〇日 【配偶者氏名】八戸 太郎 【従前戸籍】八戸市大字市川町字市川300番地 青森 栄助

発行番号000001
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成▲年▲月▲日

何市町村名 職印

◆電子化後の戸籍に記載される氏名の文字の表記について

電子化後の戸籍は、常用漢字・人名用漢字といった使用して良いと定められた文字で記載することとなります。そのため、現在の戸籍の氏名が、電子化後の戸籍に使用出来ない文字（誤字）で記載されている場合は、原則として、その文字に対応した使用出来る文字で記載しました。

なお氏又は名が変更となる方には、平成 25 年 5 月下旬に、お知らせ（以下：告知書）を送付しています。

例)

現在の表記	電子化後の表記
邊	邊
裕	裕

◆すでに除籍となった方は電子化後の戸籍には記載されません

電子化により新たに戸籍が作られることとなるため、婚姻や死亡などにより除籍となった方や、一部の身分事項は電子化後の戸籍には記載されません。記載されていない事項の証明が必要な場合は、150 年間保存される「改製原戸籍（電子化前の紙戸籍）」を請求していただくことになります。（交付手数料は 750 円です。）

◆本籍・住所の地番表示欄から「の」の表示がなくなります

電子化により、本籍の地番に枝番がある戸籍については、「の」の文字を削除して表記します。

例) 八戸市大字〇〇字△△11番地のの1 → 八戸市大字〇〇字△△11番地1

◆住民票の氏名や本籍なども修正します

電子化後の戸籍の内容に即して、住民票の氏名や本籍などの各項目について修正します。

◆戸籍の附票も電子化されます

戸籍簿に記載されている方の住所の履歴を記録している戸籍の附票（以下：附票）も戸籍事務の電子化にあわせて、電子化となりました。

戸籍と同様に電子化により新たに附票がつくられるため、すでに除籍となった方は記載されません。また、電子化後の附票には、電子化した時点以降の住所のみ記載されます。それ以前の住所の履歴が必要な場合は、5年間保存される「改製原附票」を請求することとなります。（交付手数料は300円です）

なお改製原戸籍・改製原附票は平成26年2月までは、これまで通り白紙に朱肉公印を押印した証明書となります。その後は、電子化した証明書となります。

◆氏又は名が変更に伴う具体的な手続きについて

以下の関係機関への手続きは不要です。

- (1) 市が管理している戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・介護保険・税金関係 など
→「国民健康保険証」や「介護保険証」などは、電子化後もそのまま使用できます。
- (2) 不動産登記簿における所有者氏名
- (3) 公共料金（東北電力・八戸ガス・水道・NTT）
- (4) 車検証
- (5) 受給年金

重 要

以下の機関へは変更手続きが必要となります。（告知書が変更証明書となります）

(1) 運転免許証について

→告知書を警察署に持参し、変更の手続きを行います。

- ・手続きはなるべく早めをお願いします。

（電子化実施後最初の免許更新が年内（平成25年中）である場合は、更新時で構いません）

(2) 金融機関などの口座名義について

→告知書と免許証などの本人確認の出来るものを持参し、各金融機関で変更の手続きを行います。

- ・手続きは新規の口座開設等の機会の問題ありません。

（口座名義を変更しない場合でも、口座からの引き落とし等には影響がないため）

なお告知書を紛失した場合は、必要事項を記載した証明書を無料で交付します。

（市庁市民課・南郷区役所市民生活課・各市民サービスセンター）